

第九次地方分権一括法案の閣議決定について

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第九次地方分権一括法案）」を閣議決定した。

今回で提案募集方式は5年目となったが、町村からの提案についても都道府県や複数の市町村との共同提案を含め、提案団体数、提案件数は着実に増加している。これらの提案はいずれも、住民生活に密着した、それぞれの地域が直面する課題に根差したものである。

本法律案は、こうした地方からの提案に真摯に取り組まれた結果を示すものであり、分権型社会の構築に資するものとして評価する。

特に、放課後児童クラブの人員配置基準等が「参酌すべき基準」とされることにより、各町村の責任において子どもの安全性など質の確保に十分な配慮をしつつ、地域の実情に応じた施設の設置や運営に主体的に取り組めることとなる。また、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例が延長されることにより、計画的な資格取得の促進や人材の確保に繋がることとなる。

人材不足が深刻な町村において、限られた人材の有効な活用とこれらの施設の安定的な運営は、次代を担う子どもたちの健やかな成長に不可欠であることから、今後、国会において早期成立を図り、その成果が速やかに結実するよう万全を期すことを強く要請する。

平成31年3月8日

全国町村会長 荒木 泰臣